



現行（今年）の直系尊属から 子や孫への贈与の非課税

税理士 廣瀬 裕

① 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

内容

20歳以上50歳未満の子や孫の『結婚・子育て資金』の支払いに充てるために直系尊属が贈与を行った場合には、受贈者1人につき最大1,000万円（結婚に際して支出する部分については300万円）までの金額に相当する部分については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を非課税とする制度が創設されます。

② 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置

内容

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について非課税限度額を拡充した上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。

平成27年中は、1,000万円（一般住宅）、1,500万円（良質な住宅）となります。

③ 教育資金に係る贈与税の非課税措置

内容

受贈者（30歳未満の者に限ります。）の「教育資金」に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関〔信託会社（信託銀行を含みます。）、銀行及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）をいいます。〕に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。）までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税は課せられません。

※ 当然ながら、普通贈与の基礎控除枠110万円は、別枠であります。